

### 第3回 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和6年12月6日（金） 午後6時00分から7時05分まで
開催場所	南区役所7階703会議室
出席者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 八森 淳（株式会社メディコラボ研究所代表取締役）          委員 加藤 倫子（永田みなみ台地区社会福祉協議会会長）          山本 裕子（南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会長）          深澤 幸子（南区老人クラブ連合会副会長）          高木 俊正（地域活動ホームどんとこい・みなみ施設長）          光永美代子（南区主任児童委員連絡会副代表）          佐々木哲夫（税理士法人TOS 佐々木会計代表理事・税理士）</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>南区福祉保健センター担当部長 大塚 貴司          南区福祉保健課長 渡邊 誠          南区福祉保健課事業企画担当係長 森山 梨香          南区高齢・障害支援課地域保活ケア推進担当係長 中尾 充          南区福祉保健課事業企画担当 加藤 崇史、尾澤 悠菜</p>
欠席者	有り（委員 平戸 善久（南区連合町内会長連絡協議会監事））
開催形態	一部非公開（指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者0人）
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 指定管理者選定委員会の概要について</li> <li>4 委員会の公開・非公開について</li> <li>5 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者公募スケジュール（案）について</li> <li>(2) 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）の内容について</li> <li>(3) 選定基準について                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 指定管理者評価基準項目（案）について</li> <li>イ 指定管理者審査方法・採点方法・最低制限基準・得点等について（案）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議事録の確認</li> <li>(2) 第4・5回選定委員会の公開・非公開について</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol>
決定事項	1 第3回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 指定管理者公募スケジュール、公募要項、評価基準項目及び審査方法等

	<p>2 指定管理者公募スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>3 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 選定基準、評価基準項目、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、時間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。</p> <p>5 議事録の確認については、委員長一任とすることを決定。</p> <p>6 第4・5回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。      応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評</p> <p>7 第4・5回選定委員会について、第4回は令和7年4月2日(水)午前9時00分、第5回は令和7年4月9日(水)午前9時00分から実施することを決定。</p>
議 事	<p><u>1 開会</u></p> <p><u>2 委員紹介</u></p> <p><u>3 指定管理者選定委員会の概要について</u>      (事務局)      指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務等について説明。(質疑なし)</p> <p><u>4 委員会の公開・非公開について</u>      (事務局)      公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。(質疑なし)  <b>【第3回選定委員会】</b>      ・指定管理者公募スケジュールについて      ・公募要項等について      ・評価基準項目及び審査方法等について      (委員長)      この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。      (委員全員)      異議なし。</p> <p><u>5 議事</u>  <u>(1) 指定管理者公募スケジュールについて</u>      (事務局)</p>

資料のとおり事務局案を説明。

(A 委員)

応募団体からの応募書類は事前に確認できるのか。

(事務局)

2月10日に応募書類の受付期間が終了後、2月中旬以降に選定委員あてに応募書類を郵送予定。届いたら、事前審査をお願いしたい。

(B 委員)

現地見学会は、選定委員が参加するのか。

(事務局)

現地見学会は希望する応募団体がいれば、該当の地域ケアプラザを見学できるものであるため、選定委員には参加いただく必要はない。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということによろしいか。

(委員全員)

異議なし。

## (2) 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）の内容について

(事務局)

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。(質疑なし)

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりによろしいか。

(委員全員)

異議なし。

## (3) 選定基準について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

### ○評価基準項目

- ・資料5 指定管理者選定評価基準項目（案）に記載のとおり。

### ○採点方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目8（1）は-10～15点の任意の点数で評価を行う。
- ・評価項目7及び評価項目8（2）の評価は、定量判定となるため、「応募団体の提出資料」に基づき、あらかじめ事務局が入力した評価点を選定委員が確認する。

- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○審査方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・応募書類について、応募書類の受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配付することは可能とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体30分とし、応募団体数に応じて変更する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体の場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第4・5回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

**【第4・5回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点（満点305点（大岡地域ケアプラザ、清水ヶ丘地域ケアプラザ、浦舟地域ケアプラザ）、295点（永田地域ケアプラザ、六ツ川地域ケアプラザ）、290点（中村地域ケアプラザ、睦地域ケアプラザ））に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第4・5回選定委員会出席委員のうち、評価項目7及び8を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7及び8を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

**【第4・5回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点（満点305点（大岡地域ケアプラザ、清水ヶ丘地域ケアプラザ、浦舟地域ケアプラザ）、295点（永田地域ケアプラザ、六ツ川地域ケアプラザ）、290点（中村地域ケアプラザ、睦地域ケアプラザ））に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第4・5回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第4・5回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第4・5回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の選定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

- ①採点で1位をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

(B委員)

資料5の指定管理者選定評価基準項目の「1 運営ビジョン」の合計点が80点となっているが、永田地域ケアプラザと六ツ川地域ケアプラザと中村地域ケアプラザと睦地域ケアプラザは、合築施設ではないので、合計点は70点となるのか。

(事務局)

お見込みのとおり。当日は、地域ケアプラザごとに指定管理者選定評価基準項目を用意するので、合築施設ではない上記4施設では、合計点が70点のものを配付する。

(A委員)

公募要項等は施設ごとに違ってくるのか。

(事務局)

お見込みのとおり。主に違ってくる内容として、合築施設の有無や通所介護等通所系サービス事業の有無などで公募要項等の内容が変わっている。

(B委員)

資料5の指定管理者選定評価基準項目の「評価項目7」はどのように採点を行うのか。

(事務局)

応募団体より「評価基準加点項目に係る申出書(様式9)」の提出があった場合に、提出資料に基づき、加点されるものとなる。

(委員長)

「評価基準加点項目に係る申出書(様式9)」は、選定委員に配布されるのか。

(事務局)

応募団体より提出があった場合、選定委員に配布する。

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

(委員全員)

異議なし。

## 6 その他

### (1) 議事録の確認

(事務局)

事務局で作成の上、確認は委員長一任としたい。(質疑なし)

(委員長)

この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

### (2) 第4・5回選定委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

#### **【第4・5回選定委員会】**

- ・ 応募団体の面接審査
- ・ 指定候補者及び次点候補者の選定、講評

※なお、応募団体の面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)は、当該施設の他の応募団体を除き公開。(質疑なし)

(委員長)

この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

## 7 閉会

<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>資料1 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員・事務局名簿  資料2 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の概要について  資料3 指定管理者公募スケジュール（案）について  資料4 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）  資料5 指定管理者選定評価基準項目（案）について  資料6 指定管理者審査方法・採点方法・最低制限基準・得点等について（案）</p> <p><b>2 特記事項</b></p> <p>第4回選定委員会は、令和7年4月2日（水）、第5回選定委員会は、令和7年4月9日（水）に開催予定。開催場所は、後日連絡する。</p>
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------